

過大役員報酬の 判断と適正基準

法人の役員に対する報酬については、適正な額だけ損金算入され、不相当に高額な部分については損金不算入とされます。

この不相当に高額な役員報酬の判定基準については、いわゆる形式的基準（一定の形式的な側面による適正額・過大額の判定）と実質的基準（個々の役員ごとに一定の観点から総合的に判定）とがあります。今回は、この実質的基準について考えてみたいと思います。

（1）税法面からみた判断基準

各々以下の各点から総合的に判定されます。

- イ 役員の職務内容、職務に従事する程度及び経験年数を加味。
- ロ その法人の業種、規模、所在地、収益の状況などを考慮。
- ハ 使用人に対する実際の給料の支給状況。

ニ その法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模及び収益の状況等が類似するものの役員に対する報酬の支給状況等。

イ～ハまでは自己の努力で判断材料を得ることができますが、課税側面が重きを置く二については、その情報を得ることはなかなか難しい状況です。業績連動型報酬制度導入の必要性が高まり、過大役員報酬の判断を巡る取扱いは、転換期にさしかかっているといえます。

（2）経営面からみた判断基準

次の諸点から総合勘案して決めるべきでしょう。

- イ 高度の業務遂行能力が求められ、その困難性を十分に考慮。
- ロ 法律遵守義務による責任の重さを配慮。
- ハ 法人の業績に対応する支払能力を充分配慮。
- ニ 役員報酬の世間相場に配慮。
- ホ 使用人給与とのバランスを加味。

ハ～ホは税法面とダブル部分ですが、イとロは、役員の責任の重さに対する見返りとしての慎重な判断が求められるところでしょう。

ナマの税務相談室

Q 先生、法人会から紹介されて参りましたS署管内のN酒造の甲野総務部長です。先日、会で資産統括の特別講演がありま

して、昨年の相続税の調査で、某同族会社の持株が申告額25円から650円と1株当たりが増加した例があった。相続人の了解を得て増加原因をお話しする、と。

A 成程、税理士にとっても統括の話は聞き耳を立てたいですね。統括はその筋の権威といわれています。

Q 原因は、相続人は被相続人から予ねて、私が死亡したときの株価は25円でよいと聞いていた。

A 相続人は鵜呑みにして25円で申告をしたのですね。

Q そうです。統括は、調査で署が株主名簿をチェックしたところ、この会社は、25%以上の中心的同族株主は会社内の株式異動で最

中心的同族株主の 持株割合

高のグループも24.5%止まりで、中心的同族株主のいない会社となっていた。

A 成程、それは困ったですね。

Q 統括曰く、配当還元方式は否認、相続人5人は原則評価。類似会社比準方式に該当し1株50円当り25円が650円となって修正申告に、法人会の皆様この事例を他山の石にと。

A この事例の相続人は、相続税の申告に際し、税理士に依頼するなどすべきです。

Q 先生、講演のポイントは、同族株主のいる会社で中心的同族株主、持株計25%以上は原則株価、他の同族株主グループの株式の評価は配当還元方式でよいとなっている。事例は中心的同族株主が他にいと誤信して25円で評価した。将に25%の持株率は不変でない。

A 相続・贈与などの際はそのことを確かめよと…。そのとおりです。甲野部長はよくご理解なさいました。

ナマの税務相談室